

3 非常勤特別職の報酬の額について

(1) 非常勤特別職の報酬額

職名		現行	諮問	改定額	諮問に対する意見			理由
教育委員会	教育長職務代理者	月 23,800 円	月 23,800 円	据置き	妥当	不当	円	
	委員	月 21,600 円	月 21,600 円	据置き	妥当	不当	円	
農業委員会	会長	月 29,700 円	月 29,700 円	据置き	妥当	不当	円	
	職務代理	月 21,900 円	月 21,900 円	据置き	妥当	不当	円	
	委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き	妥当	不当	円	
	農地利用最適化推進委員	月 21,500 円	月 21,500 円	据置き	妥当	不当	円	
選挙管理委員会	委員長	月 17,500 円	月 17,500 円	据置き	妥当	不当	円	
	委員	月 15,000 円	月 15,000 円	据置き	妥当	不当	円	
監査委員	議会選出	月 20,200 円	月 20,200 円	据置き	妥当	不当	円	
	識見を有する者	月 33,100 円	月 33,100 円	据置き	妥当	不当	円	
福祉委員協議会	会長	年 130,000 円	年 130,000 円	据置き	妥当	不当	円	
	副会長	年 105,000 円	年 105,000 円	据置き	妥当	不当	円	
	委員	年 103,000 円	年 103,000 円	据置き	妥当	不当	円	

消防団	団長	年 214,000 円	年 214,000 円	据置き	妥当	不当	円
	副団長	年 144,000 円	年 144,000 円	据置き	妥当	不当	円
	分団長	年 101,000 円	年 101,000 円	据置き	妥当	不当	円
	副分団長	年 63,700 円	年 63,700 円	据置き	妥当	不当	円
	ラッパ長	年 60,200 円	年 60,200 円	据置き	妥当	不当	円
	副ラッパ長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き	妥当	不当	円
	班長	年 47,800 円	年 47,800 円	据置き	妥当	不当	円
	団員	年 36,500 円	年 36,500 円	据置き	妥当	不当	円
上記以外の非常勤特別職	会長又は委員長	日 6,300 円	日 6,300 円	据置き	妥当	不当	円
	委員	日 6,000 円	日 6,000 円	据置き	妥当	不当	円

(2) 消防団員の出勤報酬の創設

出勤報酬の創設	改定額	諮問に対する意見		理由
<p>消防団員が災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）、警戒、訓練等の職務に従事したときは、この表に定める報酬のほか、次の各号に掲げる職務に応じて、当該各号に定める額を出勤報酬として支給する。</p> <p>(1)災害の場合 1日につき8,000円（1日当たりの従事時間が4時間未満の場合は、4,000円）</p> <p>(2)団長の命による警戒又は訓練等の場合 1回につき1,000円以内で、村長が定める額</p>	据置き	妥当	不当	

(3) 改正期日

改正期日	諮問に対する意見			理由
	妥当	不当	令和 年 月 日	
令和8年4月1日				

4 付帯意見

- (例1) 新型コロナウイルス感染症が、村民生活に与えた影響を無視することはできない。
- (例2) 議員報酬を審議する上で関連のある議員定数については、他団体の状況等を踏まえ、議会の権能を維持できる定数を自らよく検証・議論していただきたい。
- (例3) 今回、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて改定の答申を見送った報酬等の額については、新型コロナウイルス感染症収束後を目途に、あらためて審議会で審議することを望むものである。
- (例4) 人事院勧告が、一定の社会情勢や経済状況を勘案し勧告されていることを考えると、定期的に審議会を開催すべきである。なお、上記審議会以降の定期的な開催の頻度については、村長や議員の任期中に1回開催すると考えれば、概ね4年毎に開催することが望ましい。